

## 障害年金セミナー

澤田社会保険労務士事務所

### 1. 年金制度と給付

- 国民年金
- 厚生年金
- 共済年金
- 老齢年金
- 障害年金
- 遺族年金



### 2. 障害年金とは

病気やケガにより  
労働や日常生活に生じた  
困難・障害の程度に応じ  
支給される年金です

### 3. 対象となる病気やけが

- ① 目・耳・手足などの外部障害
- ② がん・糖尿病などの内部障害
- ③ うつ・発達障害などの精神障害

### 4. 外部障害

- ◆ 視力、視野、聴力の低下
- ◆ リュウマチ、交通事故などによる手足の不自由
- ◆ 脳血管疾患の後遺症による半身不随
- ◆ その他

### 5. 内部障害

- ◆ 糖尿病とその合併症  
(人工透析・網膜症・手足壊疽)
- ◆ 各部位のがん  
(局所障害・全身衰弱・治療副作用の障害)
- ◆ 肺・心臓・肝臓・腎臓など臓器疾患
- ◆ 人工関節・人工骨頭・人工膀胱・人工肛門・人工弁
- ◆ その他

## 6. 精神障害

- ◆うつ病・統合失調症
- ◆発達障害・知的障害
- ◆てんかん
- ◆高次脳機能障害
- ◆その他

※神経症・人格障害・適応障害などは原則として対象外

## 7. 受給要件

- ① 初診日要件
- ② 保険料納付要件
- ③ 等級該当要件

## 8. 初診日要件

- 初診日に厚生年金・国民年金に加入していたこと
- 初診日とは障害を引き起こした傷病について医療機関を始めて受診した日
- 転院している場合は一番最初の医療機関
- 初診日以降に加入しても対象とならない

## 9. 保険料納付要件

- 年金に加入し保険料を納付していたこと
- 被保険者期間の2/3以上の期間が納付済期間若しくは免除期間であること
- 初診日の直近1年間に保険料の未納がないこと
- 初診日以降に滞納分を収めても対象にならない

## 10. 等級該当要件

- 障害の部位・程度に応じて規定されている障害等級認定基準により審査
- 障害者手帳の基準とは異なる

## 11. 障害等級区分

1級・2級		3級
厚生年金 共済組合	障害厚生年金	障害厚生年金
	配偶者の加齢年金額	3級より軽い場合 障害手当金
国民年金	障害基礎年金	
	子の加算額	

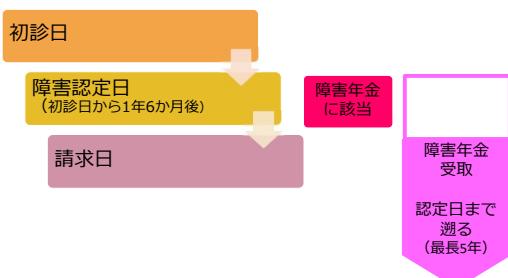
## 12. 障害等級に該当する状態

	日常生活	介助	仕事
1級	×	必要	×
2級	△	△	×または△
3級	○	○または△	△

## 13. 年金額

障害の程度	年 金 額			
	障害厚生年金		障害基礎年金	
	報酬比例の年金額	配偶者の加給年金額	基礎年金	子の加算額
1級	年金額×1.25	224,500円	975,125円	●子2人まで 224,500円/1人
2級	年金額	224,500円	780,100円	●子3人から 74,800円/1人
3級	年金額 (最低565,100円)			
障害手当金	年金額×2 (最低1,170,200円)			

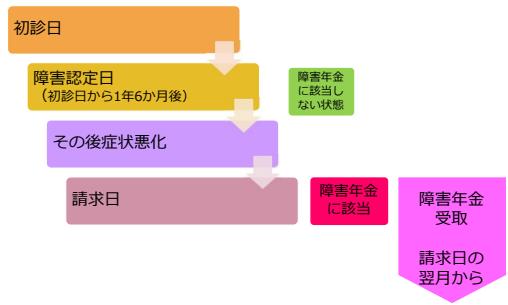
## 14. 請求時期（障害認定日請求）



## 15. 障害認定日の前倒し

- 以下に該当する場合は初診日から1年6ヶ月を経過する前に、認定日を前倒しできます。
  - 人工透析開始日から3ヶ月たった日
  - 人工肛門、人工膀胱、尿路変更術から6ヶ月たった日
  - 人工骨頭、人工関節の挿入手術をした日
  - 切断、離断した日
  - 在宅酸素療法を行った日
  - 脳血管障害により6ヶ月経過以降に、医師が症状固定と判断した日.....など

## 16. 請求時期（事後重症請求）



## 17. 年金額の改定

- 障害状態悪化による改定を請求（本人）
- 障害状態の再審査による改定（年金機構）
- 定期的な診断書の提出
- 障害の種類に応じ1年から5年ごと
- 変化しない障害は永久認定

## 18. 受給の特例

- 20歳前に初診日がある疾病による障害
- 保険料納付要件は問われない
- 知的障害は生来のものとして、初診日要件と保険料納付要件が問われない
- 障害認定日は原則として20歳到達時点

## 19. 障害年金を受給するには

障害年金は請求しなければ  
受給できません！！

受給資格  
があるのに  
知らない



手続きが  
面倒で  
請求して  
いない

## 20. 必要書類

- |               |  |
|---------------|--|
| 診断書           | ・主治医作成<br>・医学的側面 + 障害状態  |
| 病歴就労<br>状況申立書 | ・請求者作成<br>・発症時から請求時点までの病状、<br>日常生活、障害状況を時系列で記載                   |
| その他           | ・障害年金裁定請求書<br>・戸籍謄本 ・住民票 ・所得証明書<br>・受診状況等証明書 ・第三者証明<br>・生計維持証明 等 |

## 21. 重要ポイント

- 診断書と病歴就労状況申立書の整合性
- 本人の自覚症状と主治医の診断との一致
- 主治医に対し障害状態を適切に説明

## 22. まとめ

- 障害年金は生活の基盤を支える制度
  - ・社会保障制度の根幹
- 請求手続きが複雑
  - ・制度を知らず手続きをしていない
  - ・手続きが難しく途中で断念
  - ・何から手をつけていいかわからない
- 社会保険労務士におまかせください
  - ・障害年金請求代行は、社会保険労務士と弁護士にだけ認められている